

幸せを遺す知恵の「話」(ワ)

2

相続税対策の武器はたくさんあつたほうがいい

税理士法人あおば
税理士 三瀬 義男

策、所得税対策に効果を發揮します。さらに、相続人間の株式であれば、一定の条件を加えもめるリスクを軽減します。例えば、株を所有している人は実質的な財産の所有者であることから、生前に事業を守ることで限りなくゼロに近づけることが可能になります。

個人財産の法人化は時代の変化に応じた相続税対策を柔軟に対応できる武器をもつことができます。今後、富裕層の方にとって、一家に一法人を持つことが普通の時代になつてくるのではないでしょ

突然ですが、もし、あなたが余命一ヶ月と宣告されたならどうしますか。開業医として個人で事業されている先生

の選択をしない限り、多額の相続税が課税されます。しか

し、先生方は多忙であり、相続税対策はつい、「まだ大丈

夫だろう」と先送りしてしまふのが実情ではないでしょうか。家族のため、医院経営の

化とは本業(医療業務)を法人化することではあります。個人のプライベートな財産を法人に移動させることで、相続税評価額を抑制でき、コントロールをすることができます。

次回は実際に行つた例を紹介します。

る先生方にとって、同時に売却できない出資金は納税猶予

のやさしさだと思います。

今その一つの武器が法人化の活用です。ここでいう法人

は経営上の事業用財産はもちろん、プライベートの財産

も相続税の課税対象になります。医療法人を経営されてい

るため、地域医療のため、「その時の」備えを準備しておく。

生前に相続のための武器を用

意しておくことは次の世代へ

有するのではなく、間接的に株式という形で財産を管理・運営していくのです。

法人化のメリットはズバ

リ! 所得を分散できるという

